

所得税制における給与所得控除について

関西大学大学院 経済学研究科

博士課程前期課程

04M3071 樋口啓子

目次

はじめに

第1章 給与所得控除の変遷

- 1.1 シャウブ勧告までの給与所得控除の変遷
- 1.2 シャウブ勧告～1973年までの給与所得控除の変遷
- 1.3 1974年～現在に至るまでの給与所得控除の変遷
- 1.4 給与所得控除の国際比較

第2章 給与所得控除の意義及びあり方

- 2.1 大島訴訟裁判
- 2.2 給与所得控除の位置づけ

第3章 給与所得控除の問題点

- 3.1 先行分析
- 3.2 特定支出控除制度
- 3.3 給与所得者の必要経費の推計
- 3.4 事業所得者の利用による青色専従者給与・事業専従者控除

第4章 給与所得控除のシミュレーション分析

- 4.1 給与所得控除の改革
- 4.2 改革による影響

おわりに

はじめに

2005年6月に政府税制調査会がまとめた報告書は、雇用形態や家族構成の変化に対応した税制の構築を促すことを目的として個人所得税の見直しに関するものであり、この報告書の内容は、定率減税の廃止¹⁾、所得税から個人住民税への税源移譲²⁾、また本稿で取り上げる「給与所得控除」の見直し等である。

給与所得控除の見直しとは、具体的にはサラリーマンの必要経費にあたる給与所得控除の縮小を行う代わりに、確定申告で経費を実額控除できる制度の拡充をし、税の不公平感の解消のため自営業者の徴税を強化するというものである。しかし、給与所得控除等のサラリーマン増税の項目は反発が必須であるため実現性が乏しい。

ここで、消費税と比較してみると、消費税は税率を1%上げることにより二兆四千億円の税収増が見込まれることになる。これに対し、所得税の場合は例えば、配偶者控除を廃止しても7千億円の税収増しか見込まれないため、財政再建には消費税率の引き上げの方がサラリーマンをはじめとする納税義務者には受け入れやすく、また税収増も見込まれるのである。今回の政府調査会の所得課税改革は、消費税率の引き上げと同時の実施することは難しい。

所得税は、「広く、薄く」つまり、課税ベースを広くし³⁾、税率を低くすることが望ましいとされている。ここで、現在の日本の所得税の状況を諸外国との比較によりみてみることにする。

1)定率減税とは、算出された税額から、所得税の場合はその20%(最高25万円)、住民税の場合はその15%(最高4万円)を差し引く減税措置をいう。

2)地方の個人住民税を重くし、国の所得税を軽くする改革。具体的には、個人住民税は10%に一本化する。ただし、国、地方合わせた最高税率は維持するというものである。

3)課税ベースとは、給与所得の金額から課税最低限を控除した金額である。

表 1 個人所得税の国際比較

区分	国名		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
	日本						
	1986年	2005年					
国税収入に占める 所得課税収入の割合	39.30%	30.20%	(連邦) 75.8%	38%	35.80%	32.60%	
国税所得に占める 所得課税負担割合 (地方税を含めた場合)	6.30% (8.9%)	3.80% (6.04%)	9.80% (含む州・地方 政府 12.1%)	13.7%	10.30% 12.20%	10.60%	
税率	最低税率	10.50%	10%	10%	10%	6.83%	
	最高税率 (地方税を含めた場合)	70% (78%)	37% (50%)	35% (約47%)	40%	42%	48.09%
税率の刻み数 (地方税の税率の刻み数)		15	4	6	3	-	6
		14	3	7, 6			

(注) 1 . 日本の 2005 年度は当初予算ベースであり、1986 年度の地方税を含めた最高税率は賦課制限適用後の税率である。

2 . 日本の国税収入に占める所得課税収入の割合は所得譲与税を含んだものである。

3 . 諸外国は 2005 年 1 月適用の税法に基づく。諸外国の所得課税収入の割合及び所得課税負担割合は 2002 年の数値。

4 . 所得課税収入の割合及び個人所得課税の負担割合は、個人所得に課される租税に係るものであり、所得税のほかに、ドイツについては連帯付加税等、フランスについては一般社会税等が含まれている。

5 . 課税最低限は、夫婦子 2 人（日本は子のうち 1 人を特定扶養親族、アメリカは夫婦共同申告の場合で子のうち 1 人を 17 歳未満、イギリスは子を 2 人とも 1 歳以上としている。）の給与所得者の場合である。

6 . 税率は、日本については平成 11 年以降定率減税（所得税：20 %、25 万円限度、個人住民税：15 %、4 万円限度 【改正後】18 年(度)から所得税：10 %、12.5 万円限度、個人住民税：7.5 %、2 万円限度）が実施されており、ドイツについては別途、連帯付加税（算出税額の 5.5 %）が課されている

7 . 税率の[地方税を含めた場合]については、アメリカはニューヨーク市の場合であり、州税・市税を含んでいる。税率の刻み数は、州税は 7、市税は 6 である。

(備考) 邦貨換算レートは、1 ドル = 109 円、1 ポンド = 198 円、1 ユーロ = 135 円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：2004 年 6 月から 11 月までの間における実勢相場の平均値）。

(出所) <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/027.htm>

表 1 をみると、税率及び税率の刻み数は、諸外国と変わらない水準になっており、1986 年度と比較してみても税率は大幅に低い水準に移行し、税率の刻みに関してはフラット化されてきていることがわかる。しかし、国税収入に占める所得課税収入の割合は及び国民所得に占める所得課税負担の割合は、1986 年と比較してみるとその割合は、減少しており、さらに諸外国と比較してみても、日本の所得税収は最も低い水準になっている。

ここで、日本の給与所得者の所得税額の計算方法は、課税ベースに所得税率

を乗じる方法により算定される。課税ベースの拡充は、課税最低限を引き下げるにより達成できる。課税最低限は、給与所得控除、人的控除と呼ばれる基礎控除⁴⁾、配偶者控除⁵⁾、扶養控除⁶⁾、さらに社会政策的な見地から認められる社会保険料控除等から構成されている⁷⁾。

課税最低限は、担税力がないものとみなされ、所得税が全くかからない水準である。したがって、課税最低限が大きいと稼いだ所得に対して全く課税されない者が増えることになる。つまり、課税ベースが狭くなるため、同じ所得税収を確保しようとする場合、税率の引き上げを行わなければならない、労働意欲を阻害することになり、効率の観点からは望ましいとはいえない。

課税ベースを狭くしている原因の一つに、課税最低限の構成要素である給与所得控除がある。現行制度で適用されている給与所得控除の水準は、給与所得控除の性格を必要経費の概算控除と捉えた場合、当該水準はその実態に合ったものになっていないとされている。本稿の目的の一つは、給与所得控除の水準が本当に高いかどうかを検討することである。

そこで本稿では、まず第1章で、給与所得控除にはその性格について様々な考え方があつたため、現在に至るまでの給与所得控除の変遷とその現状をみていく。第2章では、給与所得控除に実額控除制度を併用するきつたけとなつた「大島訴訟裁判」の内容を紹介する。そして、第3章では、現行の給与所得控除制度の問題点を明らかにし、第4章で、その改革案を提示し、現行の給与所得控除との比較によるシミュレーション分析を行い、改革を行つた場合の改革後の影響をみていく。

4) 所得税法第86条。

5) 所得税法第83条。

6) 所得税法第84条。

7) 所得税法第74条。

第 1 章 給与所得控除の変遷

給与所得控除の性格は、創設当初から変化している。そこで、第 1 章では創設時から現在に至るまで給与所得控除がどのように変化してきているのかをみていく。

まずは、1.1 で戦後の税制の基礎となったシャウプ勧告までの変遷をみる。1.2 では、シャウプ勧告から 1973 年までの変遷をみる。そして 1.3 では、現行制度の枠組みが作られた 1974 年から現在までの変遷をみていく。1.4 では、給与所得控除の国際比較をし、我が国との相違を確認する。

1.1 シャウプ勧告までの給与所得控除の変遷

給与所得控除は、1913 年に主として給与所得の担税力を考慮するため、勤労所得（雇用に対するすべての報酬）について、無制限にその収入の 10 % 相当額の控除を認めた勤労控除に由来する。1920 年の税制改正において、その対象に賞与を含めるとともに、その額に制限を設け、第 3 種の所得（給与、事業、山林等利子以外の個人所得）の金額が 6 千円以下のときは 20 %、1 万 2 千円以下のときは 10 % とされた。1926 年の税制改正では、第 3 種所得の総額が 1 万 2 千円以下の者に限り、給与所得を上積みにして 6 千円までの部分については収入金額の 20 %、6 千円を超える部分については収入金額の 10 % の控除が認められた。ここで、当時の 1,800 円を消費者物価指数により現在の物価に変換すると約 41 万円、また 1 万 2 千円を変換すると約 270 万円に相当する。

1940 年の税制改正により分類所得税制度が採用され、分類所得税と総合所得税の二本立ての所得税制に改正され、その際に、総合所得税については給与所得控除額の最高控除限度額を 1 千円とし、10 % の勤労控除が存置され、分類所得税については、税率を他の種類の所得との負担の調整を図る趣旨で基礎控除及び税率に差を設け、給与所得控除は無制限に約 30 % の控除を認めた。ここで当時の 1 千円を消費者物価指数により、現在の物価水準に変換すると約 18 万円である。また、戦後の 1947 年の税制改正により所得税制は、分類所得税制度が廃止され、総合所得税に一本化されるに伴い、勤労控除の控除率は給

与所得の 25 % に引き上げられ、控除額は 12,500 円の頭打ちが設けられた。翌年の 1948 年には控除限度額が 37,500 円に引き上げられた⁸⁾。

1.2 シャウブ勧告～1973年までの給与所得控除の変遷

1949年のシャウブ勧告では、勤労控除の根拠として、個人の勤労年数に対する一種の減価償却をあらわす、勤労による努力及び余暇の犠牲に対する報酬、勤労に伴う経費の概算的控除、その他の所得に比べて相対的により正確な税法の適用を受けるための相殺の作用の4点を挙げ⁹⁾、事業所得などに対する課税とのバランスや、給与収入を得るための概算控除の性格をより重視する趣旨から、25%であった控除率を10%（最高2万円）に引き下げられた。しかし、シャウブ税制のできた翌年の1951年以降の税制改正から所得税の減税が行われ、そのため給与所得控除は、年々引き上げられていった。

1953年の税制改正において、勤労控除は給与所得控除と改称された。1957年の税制改正においては、減税の利益が年収40万円以上の者に厚くなりすぎるのを避ける趣旨から給与所得控除の程度を狭め、40万円まで20%、80万円まで10%（最高12万円）と控除割合に階級を設けた。

8) 政府税制調査会（1960）72ページ参照。

9) 福田（1985）94ページ参照。

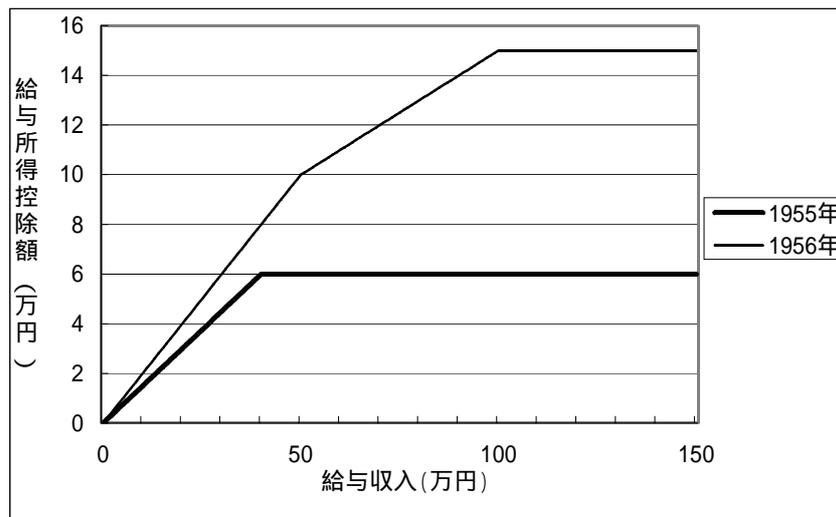


図 1-1 1956 年の税制改正による給与収入に対する給与所得控除額の変化

図 1-1 は、税制改正により大きく変化した 1956 年度の給与所得控除額を計算し図示したものである。1955 年の給与所得控除額は、最高控除限度額が 6 万円であるため給与収入が 40 万円までは 10 % で控除され、40 万円以上の給与収入に対しては 6 万円の頭打ちになっていることがわかる。1956 年の税制改正により、定率控除の割合が 2 段階となり、給与収入が 50 万円までは 20 %、100 万円までは 10 %、そして最高控除限度額が 15 万円とされた。給与収入階級が 100 万円までは、改正前に比べ控除割合が増えていることがわかる。当該税制改正により全階級の給与所得者の控除額が増えているが、特に 50 万円以上の高額所得者により多くの利益を与えることになったといえる。

1961 年の税制改正では、給与所得控除の意義とされる勤労に伴う必要経費の概算控除のなかに固定費的な部分があることを考慮し、また減税の利益が低額所得者に及ぶように、新たに 1 万円の定額控除を設け、それを給与収入から控除した残額に 40 万円まで 20 %、70 万円まで 10 % (最高 12 万円) とされ、給与収入の多寡にかかわらず一定額を控除する定額控除が導入され、定額控除と定率控除の組合せによる控除となった¹⁰⁾。その後、控除率区分の金額の改正は頻繁に行われたが、定額控除、控除率表及び最高限度額という基本構造は

10) 政府税制調査会 (2000) 102 ページ参照。

1973年まで続くことになる。

1.3 1974年～現在に至るまでの給与所得控除の変遷

1974年以降は、1974年に給与所得控除の現行制度の枠組みが作られ、さらに、1987年には特定支出控除制度が導入され、サラリーマンが確定申告により所得及び税額を確定させることができる途を拓いた。

1974年の税制改正においては、「給与所得者間における所得税の負担感は、依然として解消したとはいえず、引続きサラリーマン減税を推進する必要がある」との観点から¹¹⁾、給与所得控除の仕組みを基本的に見直し、大幅な拡充が行われた。具体的には必要経費の概算控除という性格をより端的に示すため、また従来仕組みは計算が複雑であったことも考慮し、従来給与所得者一般に通ずる共通の固定費的な部分を概算控除するという考え方の定額控除を廃止し、収入金額が増加するにつれて逡減的に増加する定率控除制度に一本化して制度の簡明化を図るとともに、低所得階層への配慮から給与の収入金額が少額であっても一定額の控除を保証するという考え方で新しい定額控除が設けられた¹²⁾。さらに「事業所得者の経費が一定の収入に対応するところで頭打ちになっているという考え方がないのに対して、給与所得控除の場合には、勤労に伴う必要経費の概算控除と説明されているにもかかわらず、収入の増加に応じてなにがしの経費が増加するという事実を反映した仕組みになっていないのは理論的に不徹底という批判がある。」こと等から控除の頭打ちが廃止された¹³⁾。この税制改正により、給与所得控除の現行制度の枠組みが作られたといえる。

11) 政府税制調査会(1974)4ページ引用。

12) 政府税制調査会(1974)4ページ参照。

13) 政府税制調査会(1974)5ページ引用。

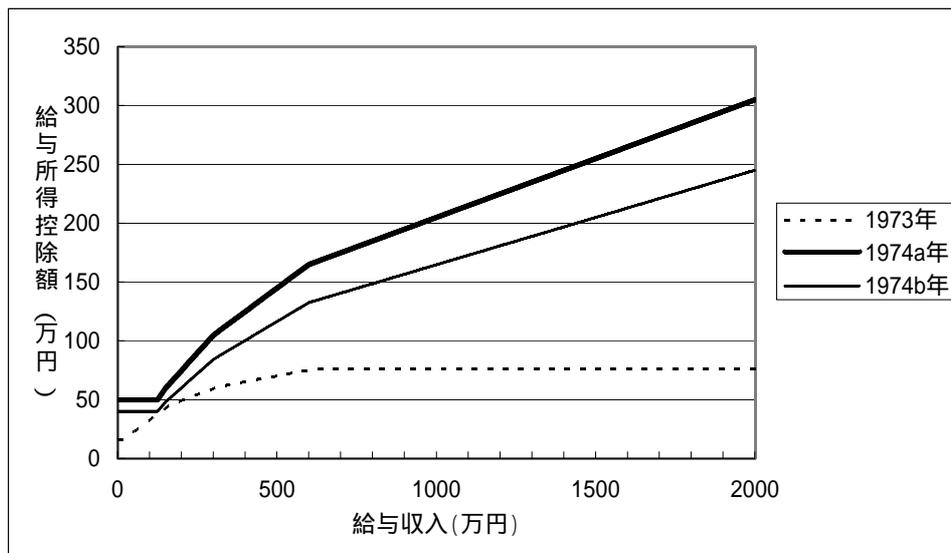


図 1-2 1974 年の税制改正による給与収入に対する給与所得控除額の変化

図 1-2 は、1974 年の税制改正において頭打ちが廃止されたこと、また最低控除額が導入されたことにより給与所得控除額が大きく変化したことを表している。1973 年と 1974a 年を比べると控除額の差が非常に大きいように見える。しかし、当時の経済状況は今とは違っている。1973 年において、石油価格の引き上げや第一次石油危機が重なり、異常なインフレが生じ、1973 年末から景気が悪化し、1974 年には戦後初めてマイナス成長を記録した。このような経済状況下であったことを考慮し、名目水準を実質化してみる。1974b 年は実質水準で表している。つまり、改革による実際の控除額の差は、1973 年と 1974b 年の差ということになる。改正前の 1973 年は、給与収入が 616 万円つまり給与所得控除額が 76 万円で頭打ちになっていたが、1974 年の改正により頭打ちが廃止されたことにより、特に高所得者において控除額が大幅に増えていることがわかる。また、少額の給与収入者に一定額の控除が設けられ、全階級の給与所得者にも大幅に控除額が増えていることがわかる。

その後、1980 年に給与収入 600 万円以上の部分を 1000 万円まで 10 %、1000 万円超 5 %に変更し、区分は 5 段階とされた。これは、給与収入が 600 万円超について一律に 10 %控除とすることについては、給与所得控除の性格からみ

で、必ずしも適当であるとは言い難い面があるとして設けられた¹⁴⁾。1984年には、給与収入 600 万円までの部分を最低保証 57 万円、給与収入 165 万円まで 40 %、330 万円までを 30 %に変更された。

また、1987 年の所得税法の改正によって特定支出の実額控除選択制度が導入された。この制度は、給与所得者が特定支出をした場合において、その合計額が給与所得控除の金額を超える場合には、その超える金額を控除することができるというものである¹⁵⁾。つまり給与所得は、支払われる度に一定の税額が源泉徴収され、その年の給与所得の総額に対する税額と源泉徴収された税額との過不足については年末調整により精算されるが、給与所得者が勤務に直接必要な特定支出（下記第 3 章参照）をした場合にその年中の特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときは、確定申告により、その超える部分を特定支出控除として控除することが認められている制度である¹⁶⁾。

ここに特定支出とは、通勤費、転任に伴う転居のための引越費用、研修費、資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費の五種類の支出に限られる¹⁷⁾。当該控除は、確定申告を通じてのみこれを行うことができるため、サラリーマンに申告納税の途を拓いたものといえる。1989 年には、最低保障額が 65 万円に引き上げられ、1995 年には、給与収入 180 万円まで 40 %、360 万円まで 30 %、660 万円まで 20 %と控除率の適用範囲が引き上げられた。

14) 政府税制調査会(1980)7 ページ参照。

15) 所得税法第 57 条第 2 項第 1 号。

16) 政府税制調査会(2000)101 ページ参照。

17) 所得税法第 57 条第 2 項第 2 号。

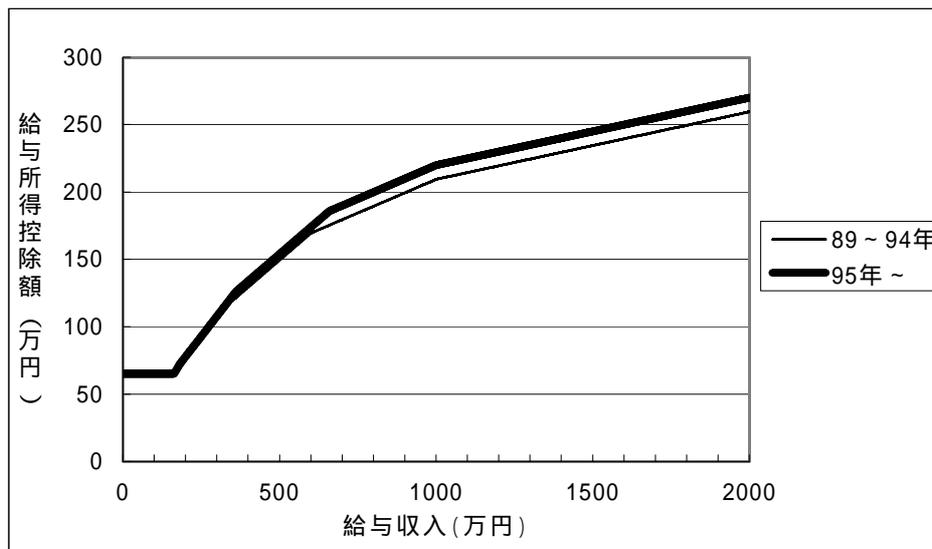


図 1-3 1995 年の税制改正による給与収入に対する給与所得控除額の変化

図 1-3 は、現行の給与所得控除額になった改正である。改正前に比べると、給与収入が 162 万円までの給与所得者は 65 万円の最低控除額が保障されている点では同じであるが、165 万円以上の給与収入においては 165 万円まで 10% 控除が 180 万円までになり、330 万円まで 20% 控除が 360 万円までになり、さらに 600 万円まで 10% 控除が 660 万円までになり、控除額が若干増えていることがわかる。1995 年以降においては給与所得控除額の改正は行われていない。

給与所得控除額は、給与所得者間における所得税の負担感の軽減のために、年々増やされていき現行の構造に安定した。しかし、給与所得控除の現状をみると現行制度で認められているほどの控除額が必要であるかは疑問である。

表 1-1 給与所得控除の変遷

1913年	勤労所得に対して10%
1920年	第3種の所得（給与、事業、山林等利子以外の個人所得） の金額が6000円以下のときは20%、12000円以下のときは10%
1926年	第3種所得の総額が1万2千円以下の者に限り、給与所得を上積みにして6千円 までの部分については収入金額の20%、それを越える部分については10%
1940年	（分類所得税と総合所得税との二本立ての所得税制） 総合所得税については勤労所得に対して10% 最高限度額1千円
1947年	（総合所得税に一本化） 給与収入の25% 最高限度額6000円
1948年	最高限度額37,500円
1949年	シャープ勧告 給与収入の10%控除 最高限度額2万円
1950年	控除割合15% 最高限度額3万円
1953年	控除割合15% 最高限度額4万5千円
1955年	控除割合15% 最高限度額6万円
1956年	控除割合20% 最高限度額8万円 （1956年分は控除割合17.5% 最高限度額7万円） 給与収入50万円まで20%、100万円まで10% 最高限度額15万円
1957年	給与収入40万円まで20%、80万円まで10% 最高限度額12万円
1961年	給与収入から1万円の定額控除を行い、その残額について、 40万円まで20%、80万円まで10% 最高限度額12万円
1964年	給与収入から2万円の定額控除を行い、その残額について、 40万円まで20%、80万円まで10% 最高限度額14万円
1965年	給与収入から3万円の定額控除を行い、その残額について、 50万円まで20%、70万円まで10% 最高限度額15万円
1966年	給与収入から4万円の定額控除を行い、その残額について、 60万円まで20%、80万円まで10% 最高限度額18万円
1967年	給与収入から8万円の定額控除を行い、その残額について、 60万円まで20%、80万円まで10% 最高限度額22万円
1968年	給与収入から10万円の定額控除を行い、その残額について、 80万円まで20%、100万円まで10% 最高限度額28万円
1969年	給与収入から10万円の定額控除を行い、その残額について、 80万円まで20%、100万円まで15%、200万円まで5%、 300万円まで2.5% 最高限度額36万5千円
1970年	給与収入から10万円の定額控除を行い、その残額について、 100万円まで20%、200万円まで10%、400万円まで5% 最高限度額50万円
1971年	給与収入から13万円の定額控除を行い、その残額について、 100万円まで20%、200万円まで10%、400万円まで5% 最高限度額53万円
1973年	給与収入から16万円の定額控除を行い、その残額について、 150万円まで20%、300万円まで10%、600万円まで5% 最高限度額76万円
1974年	給与収入150万円まで40%、300万円まで30%、600万円まで20%、 600万円超10% 最低控除額50万円
1980年	給与収入150万円まで40%、300万円まで30%、600万円まで20%、 1000万円まで10%、1000万円超5% 最低控除額50万円
1984年	給与収入165万円まで40%、330万円まで30%、600万円まで20%、 1000万円まで10%、1000万円超5% 最低控除額57万円
1989年	給与収入165万円まで40%、330万円まで30%、600万円まで20%、 1000万円まで10%、1000万円超5% 最低控除額65万円
1995年	給与収入180万円まで40%、360万円まで30%、660万円まで20%、 1000万円まで10%、1000万円超5% 最低控除額65万円

1.3 給与所得控除の国際比較

給与所得控除の趣旨は、給与所得者が給与収入を得るためには何らかの経費を必要とすると考えられているということであるが、第3章で詳しくみる給与所得者の実際にかかると考えられる必要経費は、現行の概算控除の3分の1程度と算定された。そこで、他の主要諸外国と比較をして、わが国の給与所得控除の水準がどの程度であるかを考察する。

表1-2は、わが国・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランスについての概算控除と実額控除をまとめている。イギリスに関しては、必要経費の概算控除制度はなく、必要経費の実額控除のみが認められているがその実額控除は非常に限定されたものとなっており、その水準は最も低いものとなっている。わが国・アメリカ・ドイツ・フランスについては、給与所得者について必要経費の概算控除が認められており、これに代えて必要経費の実額控除も認められている。しかし、アメリカ・ドイツ・フランスが、認められている必要経費の概算控除の水準は低いものとなっている。実額控除に関しては、わが国も含め、どの国も勤務に直接必要となる経費に限られている。つまり、わが国の給与所得控除は、概算控除が非常に寛大な控除となっているため、実額控除を適用するよりも有利になっているのである。したがって現状をみても、実際に実額控除を利用している人々は数人程度しかいないのである。

このような状況の原因は、現行の給与所得控除制度が実態にあった控除水準になっていないということである。したがって、寛大に認められている概算控除制度の方を選択する方が明らかに有利となるため、このような状況になっているのである。

表 1-2 給与所得者を対象とした必要経費申告制度の国際比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
概算控除	給与所得控除(定率) 給与収入に応じ、 5段階の控除率(40% ～5%)を適用 最低保障額66万円	概算控除(定額) 10,000ドル(109.0万円) (夫婦共同申告の場合) (注)概算控除を選択 した場合、実額 控除は適用でき ない。	なし	被用者概算控除(定額) 920ユーロ(12.4万円) (注)被用者概算控除 を選択した場合、 実額控除は選択 できない。 特別支出概算控除(定 額)36ユーロ(0.5万円) (注)特別支出概算控 除は、被用者概算 控除に加え、一定 の経費(研修費等) の実額控除に代え て選択することが できる。	必要経費概算控除 (定率・上限あり) 給与収入(社会保険料 控除後)の10% 最低382ユーロ(5.2万円) 上限 12,862ユーロ (173.6万円) (注)必要経費概算控 除を選択した場合、 実額控除は適用 できない。 給与所得控除 (定率・上限あり) 実額控除又は必要 経費概算控除に加え て、当該控除後の所 得の20% 上限 23,580ユーロ (318.3万円)
給与所得者の 必要経費の 実額控除	特定支出控除 (下記の特定支出額 が給与所得控除を 超える部分)	下記の費用について 実額控除可(転勤費用 を除き、高額所得者 には控除額の減額措置 あり)	下記の費用について 実額控除可	下記の費用について 実額控除可	下記の費用について 実額控除可
通勤費	・通勤に通常必要な 運賃			・通勤に通常必要な運賃 (自動車による場合 意外は限度あり)	・通勤に通常必要な 費用
転勤費	・転勤に伴う転居のため に通常必要な運賃 ・宿泊費等	・転勤費用			・転勤費用
旅費等	・単身赴任者の帰宅旅 費	・職務上の旅費	・職務上の旅費	・職務上の旅費 ・単身赴任者の帰省 費等	・職務上の旅費
資格取得費、 研修費、 図書費	・研修費(勤務の遂行 に直接通常必要な技 術又は知識の習得の ためのものに限る) ・資格取得費(職務に 直接必要な資格取得 の費用に限る)	・研修費(職務上必要 (雇用主の要求若しくは 法令の要件を満たすた め等)な技術の維持向 上を目的とするものに 限る) ・図書費(職務上必要 な定期刊行物の購買 費に限る)		・研修費(職務所の要 請に応じるために必要 な知識を得るための ものに限る) ・図書費(専ら職務遂 行上必要な専門書等 の購入費に限る)	・資格取得費(職務上 の資格取得、学位論 文の準備、印刷に関 する費用に限る) ・図書費(職務上必要 な書籍等の購入費に 限る)
衣服費		・特殊な衣服を必要と される特殊な職業の 場合に限る	・職務上必要とされる 特殊な衣服の費用に 限る	・職場のみで着用され る職業用の衣服の費 用に限る	・特殊な衣服を必要と される特殊な職業の 場合に限る
その他		・交際費(事業活動に 直接関係する等の要 件を満たす場合(支出 額の50%を限度)に 限る) ・一定の職業上の団体 の会費	・一定の職務上の団体 会費(労働組合費は除 く)	・交際費(取引観念上 適当であり、かつその 理由と額が書面により 証明される場合(支出 額の80%を限定)に 限る) ・一定の職務上の団体 の会費	・交際費(職業遂行上 必要なものに限る) ・労働組合費

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル = 109円、1ユーロ = 135円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成16年6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。

(出所) <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryuu/057.htm>

第 2 章 給与所得控除の意義及びあり方

第 2 章では、2.1 で給与所得控除に実額控除制度を併用するきっかけとなった大島訴訟裁判をみていく。2.2 では大島訴訟裁判後、給与所得控除の性格は変化する社会状況に応じて変わってきている。そこで、その変遷をみていく。

2.1 大島訴訟裁判

給与所得控除は、大島訴訟裁判によって意義やあり方が注目され、サラリーマンの多くが抱えている所得税の不公平の問題、特に給与所得控除、業種間の所得捕捉率の格差及び租税特別措置の諸問題について法廷で議論された。このことにより、所得税の不公平問題に対する国民の関心が高まり、不公平税制是正のための税制改正が行われ、特定支出控除の議論のきっかけとなった出来事であるといえる。そこでここでは、この大島訴訟裁判の経緯及び概要をみていく。

事業所得者の事業所得については、総収入金額から必要経費額を控除した金額を所得金額としている。これに対して、給与所得者の給与所得については、総収入金額から給与所得控除¹⁸⁾を差し引いた金額を所得金額としている。

給与所得者に認められている給与所得控除は、通常、給与所得者に必要な経費より高く設定されているため、事業所得者等の他の所得者に比べ公平を欠くものではない。しかし、ある事業年度の必要経費額が給与所得控除額を超過した場合であったとしても実額での控除は認められないため、給与所得控除額その超過分は控除の対象とはならない。この場合において事業所得者等の他の所得者に比べ所得税の負担の不均衡をもたらすものとなってしまう公平とはいえない。

大島訴訟裁判とは、同志社大学教授である大島正が、1964 年に給与収入の

18) 税制調査会においては 1956 年以降、当該性格を 勤務に伴う必要経費の概算控除 他の所得等と比べて担税力に乏しいことへの調整 他の所得より正確に把握されやすいことを相殺するための把握控除 源泉徴収が申告納税より早期納税することへの金利の調整としている。

他に 50,955 円の雑所得があり確定申告をすべきであったが、申告しなかったため、所轄の税務署長が所得税決定及び無申告加算税賦課決定処分をし、大島教授がこれらの処分の取消しを求めて、1966 年 8 月 26 日に京都地裁に提訴した所得税決定取消訴訟のことである。

これは、旧所得税法が給与所得者に対して必要経費の実額控除を認めず¹⁹⁾、給与所得控除しか認めないのは、事業所得等の他の所得者と比べて給与所得者に対し著しく不公平な所得税負担を課すものであり、憲法 14 条 1 項に違反するとして主張されたものである。

大島訴訟最高裁大法廷判決において、大島教授は、次の 3 点において給与所得者が事業所得者に比べて不公平な取り扱いをうけていると指摘している。

「旧所得税法は事業所得等の金額の計算について、事業所得者等がその中の収入金額を得るために実際に要した金額による必要経費の実額控除を認めているにもかかわらず、給与所得の金額の計算については、給与所得者がその年中に収入金額を得るために実際に要した金額による必要経費の実額控除を認めず、右金額を著しく下回る額の給与所得控除を認めるにとどまるものである。

旧所得税法は、事業所得等の申告納税方式に係る所得の捕捉率に比し給与所得の捕捉率が極めて高くなるという仕組みになっており、給与所得者に対し所得税負担の不当なしわ寄せを行うものである。旧所得税法は、合理的な理由のない各種の租税優遇措置が講じられている事業所得者等に比べて、給与所得者に対し過重な所得税の負担を課すものである。」

具体的には、原告の 1964 年度の給与収入は、1,707,090 円であり、旧所得税法による給与所得控除額は、135,000 円であった。原告の 1964 年度の必要経費は、給与所得控除額を上回る 387,900 円であったが、給与所得控除額を超える分については認められない。つまり旧所得税法による、原告の必要経費が給与収入に占める割合は約 22.7 %であったのに対し、給与所得控除額が給与収入に占める割合は、約 7.9 %しか認められていなかったのである。給与収入 1,707,090 円を消費者物価指数により、2003 年度で基準化すると 7,270,690 円になる。この数値を用いて、現在の所得税法により給与所得控除額を計算すると、

19)1964 年当時の所得税法をいう。

1,927,069 円となり、必要経費が給与収入に占める割合は 26.5%である。現在と比べても当時の給与所得控除額は、相当低い控除割合であったことがわかる。

1974 年 5 月 30 日の第 1 審の京都地方裁判所は、所得税法の給与所得に関する諸規定は、給与所得者に対し、その他の所得者に比べて著しく不合理な所得税を課しているとは言えないから、憲法 14 条 1 項に違反しないとして²⁰⁾、原告の請求を棄却した²¹⁾。

これに対して大島教授は、大阪高裁に控訴したが 1979 年 11 月 7 日第 2 審の大阪高等裁判所の判決において、第 1 審と同様に現行所得税法は合憲であり、憲法 14 条 1 項に違反するものではないとして、控訴を棄却された。

第 2 審では給与所得者の必要経費を、労働授受に関する立替金支出と職業費の 2 つに分かれるものであるが、の立替金支出は本来、使用者が負担すべきものであって給与所得の必要経費を構成しないもの、の職業費はサラリーマンに固有の費用であるが、それはサラリーマンの利益のために支出するものであって、本質的には職業生活費であって一種の家事費とされる、とした。つまり、サラリーマンは労働を供給する以外には何ら不利益も強いられないから必要経費を考慮することはないとし、その給与収入について「必要経費」を考慮する余地はないとした。

これは、第 1 審及び最高裁の判決、従来の政府税制調査会の考え方と異なるものである。つまり第 2 審判決は、給与所得控除を経費の概算控除ではなく、給与所得者についての必要経費の存在を否定するための政策的な所得控除であるとされている。

1979 年 11 月 27 日に最高裁判所に上告を提起し、1985 年 3 月 27 日に判決がされた。これが、大島訴訟最高裁大法廷判決といわれている裁判である。

当該裁判において、実額控除には、必要経費と家事費・家事関連費との区分が困難であること、給与所得者の数が膨大であること、実額控除は、技術的にも量的にも困難を招来し、租税徴収費用の増加を免れず、税務執行上混

20)憲法 14 条第 1 項とは、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」というものである。

21)金子・清水・宮崎(1985)7 ページ参照。

乱を生ずる懸念があること各自の主観的事情や立証技術の巧拙による租税負担の不公平がもたらされるおそれがあること等の弊害があるとして、旧所得税法が給与所得に係る必要経費につき実額控除を排し、代わりに概算控除の制度を設けた理由の正当性を肯定した。

大島訴訟最高裁大法廷判決においては、政府税制調査会の答申及び立法の経過をみたく、給与所得控除の性格について述べている。

「給与所得に係る必要経費を概算的に控除するものではあるが、なおその外に、(1) 給与所得は本人の死亡等によってその発生が途絶えるため資産所得や事業所得に比べて担税力に乏しいことを調整する、(2) 給与所得は源泉徴収の方法で所得税が徴収されるため他の所得に比べて相対的により正確に捕捉されやすいことを調整する、(3) 給与所得においては申告納税の場合に比べ早期に所得税を納付することになることからその間の金利の調整をする、との趣旨を含むものであるが、それがどの程度のものか明らかでないばかりでなく、所詮、立法政策の問題であり憲法 14 条 1 項の規定の適用上、事業所得等に係る必要経費につき実額控除が認められていることの対比において、給与所得に係る必要経費の控除のあり方が均衡のとれたものであるか否かを判断するについては、給与所得控除を専ら給与所得に係る必要経費の控除ととらえて事を論ずるのが相当である。」

つまり、給与所得控除の性格を給与所得に係る必要経費の控除であるにとらえたのである。したがって、給与所得者の職務上必要な諸設備・備品等の経費は使用者が負担するのが通例であり、また、職務に関し必要な旅行や通勤の費用に充てるための金銭給付等は、非課税所得として扱われることを考慮すれば、給与所得者において自ら負担する必要経費の額が、一般に旧所得税法の給与所得控除の額を明らかに上回ることを認めることは困難であり、当該給与所得控除の額は、給与所得に係る必要経費の額との対比において相当性を欠くことはできないため、旧所得税法が必要経費の控除について事業所得者等と給与所得者との間に設けた区別は合理的なものであり、憲法 14 条 1 項の規定に違反するものではないとした。

大島訴訟裁判の判決により、給与所得控除は必要経費の概算控除の性格を含むことが明らかにされた。

2.2 給与所得控除の位置づけ

政府税制調査会の答申に沿って給与所得控除の性格を確認し、現在の給与所得控除の位置づけをみていく。

まず、1956年においては、給与所得控除の根拠として次の4点を列挙し、それぞれ相当の根拠を持ち、これらを総合して給与所得控除の趣旨とすることが妥当としていた²²⁾。勤務に伴う必要経費の概算控除、資産所得と比べた担税力の低さへの調整、他の所得より正確に捕捉されやすいことへの調整、申告納税より早期納税することへの調整である。

1986年においては、給与所得控除を「勤務費用の概算控除」と「他の所得との負担調整のための特別控除」から構成されるとしており、この特別控除については、「端的には給与所得の担税力が弱いことに対する配慮である」と述べられている²³⁾。

2000年においては、給与所得控除の性格は「勤務費用の概算控除」、「他の所得との負担調整のための特別控除」としているが、「他の所得との負担調整のための特別控除」についてはサラリーマン特有の事情に斟酌を加えるものであるとされている。しかし、近年の就業状況をみると8割が給与所得者であり、給与所得者が社会の典型的な就業形態となっていることなどから給与所得者に対して、「他の所得との負担調整のための特別控除」という性格は、一定の配慮を加える必要はあるその必要性が薄れてきていることから、給与所得控除を「勤務経費の概算控除」としての性格を重視している²⁴⁾。

2002年においては、被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」は、昨今被用者は就業者の約8割を占めるようになっており、また、多様な就業形態を選択する者が増加しており、このような事情を踏まえると給与所得控除については、勤務費用の概算控除としての合理的な水準

22) 政府税制調査会(1956)49ページ参照。

23) 政府税制調査会(1986)49ページ参照。

24) 政府税制調査会(2000)101ページ参照。

を見極めつつ、縮減を図る方向で検討する必要があると述べている²⁵⁾。しかし、一般の被用者の間では、事業者の所得捕捉の問題において不公平感が根強くある。

2003年において、給与所得控除について、勤務に伴う経費の概算控除として明確化し、さらに特定支出控除の範囲についても検討し、給与所得控除者にも確定申告して経費を実額控除する機会を増加させることが適当としている。また、給与所得者の間には、事業所得者と比較して所得捕捉率に関する不公平感が依然として根強く、適正課税の実現に向け、より一層の執行面での努力が求められているとしている²⁶⁾。

政府税制調査会の答申から分かるように、給与所得控除の性格は、勤務に伴う必要経費の概算控除、資産所得と比べた担税力の低さへの調整、他の所得より正確に捕捉されやすいことへの調整、申告納税より早期納税することへの調整の4点を根拠としていたが、時代背景に沿って変化し、現在は勤務に伴う経費の概算控除として明確化されてきている。したがって、給与所得控除は、勤務に伴う経費の概算控除と捉えて、今後の改革等を行う必要がある。

25) 政府税制調査会（2002）9ページ参照。

26) 政府税制調査会（2003）6ページ参照。

第3章 給与所得控除の問題点

第3章では、給与所得控除の問題点に関する先行分析を紹介し、さらに特定支出控除、必要経費の概算控除、青色事業専従者等の問題点について詳しくみていく。

3.1 先行分析

給与所得控除の問題点の先行分析として藤田（1992）は、「給与所得控除を概算経費控除としてみた場合、給与所得控除の給与収入に対する比率が給与収入額によって違いすぎるし、また構造が複雑過ぎる。また、青色専従者や同族会社経営者等の給与についても、まったく同様に給与所得の概算控除を認めてきたため、経費控除の利用という面において、本来の給与所得者が持つハンディキャップを是正しようという制度の狙いが達成されていない。さらに、1987年に導入された特定支出控除制度については、実額控除を選択する給与所得者と事業所得者との取り扱いが、経費控除面において平等になっていない²⁷⁾。」という問題点を列挙している。

宮島（1986）は、「第一は、きわめて高額な給与収入部分にも必要経費を認めることがはたして妥当かどうかという問題です。きわめて高額な給与収入部分は、税法上給与所得とされる役員賞与のウエイトが高いと考えられますが、役員賞与には労働報酬よりも利益処分の性格が強いとみなされているからです。その部分の給与収入部分に対しても、必要経費を認める必要があるのか。第二は、給与所得控除の提言控除率構造と所得税の累進税率構造との相乗作用によって、給与収入の増加につれ税負担率の上昇テンポが加速されるという問題です。第三は、必要経費の概算控除としては高すぎるのではないかとしばしばしてきされることです²⁸⁾。」このように三つの問題点を列挙し、現行の給与所得控除制度の問題点は、必要経費の概算控除という方法をとっていることに

27)藤田（1992）110 ページ引用。

28)宮島（1986）172 ページ引用。

原因があり、実額控除制度をとればほぼ問題は解消されるだろう、と述べている。

吉田（2000）は、「昭和六十一年に実額控除の道が開かれたのは評価すべきであるが、実際にはほとんど使われていないので意味がない。負担力調整といういかにも性質が不明確な控除は問題が大きい。特に給与所得が他の所得と比較して担税力が低いという理由はない²⁹⁾。」と指摘し、「この種の控除はいかにも意味不明な控除であり、サラリーマンと自営業者の負担調整と控除方式の持つ矛盾を解決しようとしたに過ぎない。サラリーマンに特別な恩典を与えることで調整するのではなくて、自営業者の恩典を廃止することで調整すべきではないだろうか。」と述べている。

給与所得控除の問題点は、控除額が大きすぎることに、実額控除を選択する給与所得者と事業所得者との取り扱い、また現行の実額控除がほとんど使われていないこと等にあると言える。

3.2 特定支出控除制度

給与所得者が一定の要件の満たす特定支出をした場合において、その年中のその合計額が給与所得控除額を超えるときには、給与所得控除の残額からその超える金額を控除した金額とすることができる³⁰⁾。これを、特定支出控除という。特定支出の範囲は、通勤費（もっとも経済的かつ合理的である方法で通勤のために通常必要である支出）、転任に伴う転居のための引越費用（転任に伴うもので通常必要である支出）、研修費（職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修に伴う支出）、資格取得費（人の資格を取得するための支出でその支出が職務の遂行に直接必要なもの³¹⁾）、³¹⁾ 単身赴任者の往復旅費（転任に伴い、勤務場所と配偶者が居住する

29) 吉田（2000）137 ページ引用。

30) 所得税法第 57 条第 2 項第 1 号。

31) 人の資格とは弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、独占業務ができる資格を除く。

場所との間の旅行に通常要する支出、1ヶ月4回まで)の5種類である³²⁾。

特定支出控除制度は、1987年の所得税法の改正によって導入された。それまでは、給与所得者には、概算控除しか認められていなかった。これはわが国においては、給与所得者が通常職務に必要な経費は事業者が負担しているおり、給与所得者に適用されている必要経費の概算控除を上回って個人が負担する経費はほとんどないと考えられること、必要経費の範囲が明確でないこと、また実額控除を選択した場合に給与所得者の確定申告による税務上の納税コストがかかることから、給与所得者による実額控除の必要はないとされていたからである。しかし、事業所得者には認められている経費の実額控除が行えないことに対する不公平感の排除及び納税意識の向上の観点から、給与所得者に概算控除と実額控除との選択制度が導入された。

しかし、現行制度で認められている実額控除の範囲は5種類のみであり、概算控除を使用するほうが断然控除額が大きくなるため、特定支出額控除による実額控除制度はほとんど利用されていないのが現状である。

サラリーマンが確定申告により納税し、納税意識を高めるためにも徴税上のコストは増加してしまうが、経費概算控除制度から実額控除制度への移行する方法が考えられる。この場合、経費概算控除額を実態に合った水準にし、さらに実額控除の範囲を少し拡大するべきである。明らかに概算控除の方が有利であるような制度にせず、納税者にどちらによる経費控除をするかを選択させる制度にしてはどうだろうか。

3.3 給与所得者の必要経費

給与所得者の給与所得の金額は、給与収入から給与所得控除額を引いた金額とされている。給与所得控除は、給与所得者の概算的な必要経費の控除という性格を持っているものであるが、選択した場合には特定支出控除による実額控除も認められているものである。このように、給与所得控除には必要経費の概

32) 所得税法第57条第2項第2号。

算控除と特定支出の実額控除の2つがあるが、給与所得者にとっての必要経費の概算控除は、給与所得者の実際の必要経費と比べた場合に適切な控除となっているかという問題があるため、ここで給与所得者の実際の必要経費を取り上げ、現行の給与所得控除と比較をしてみる。

先行分析には、林（1996）が『家計調査年報（1994年度）』のデータを用いて³³⁾、給与所得者の所得獲得のための経費を推計している。本稿においては、林（1996）と同様の方法により経費を推計し、さらに給与所得控除額に対する比率も計測している。

表 3-1 給与所得獲得のための必要経費

（単位：万円）

階級	年間収入額	必要経費	年間収入に対する必要経費の比率	給与所得控除額	年間収入に対する給与所得控除額
第 分位(~ 445)	316.5	35.7	11.3%	113	35.7%
第 分位(445 ~ 586)	439.2	43.5	9.9%	142	32.3%
第 分位(586 ~ 738)	552.4	50.8	9.2%	164	29.8%
第 分位(738 ~ 950)	682.4	59.8	8.8%	188	27.6%
第 分位(950 ~)	971.3	79.8	8.2%	217	22.4%

（出所）総務省『家計調査年報（2003年度版）』より作成。

表 3-1 は、わが国の給与所得者の必要経費及び給与所得控除が、給与収入に占めるそれぞれの割合を『家計調査年報（2003年度）』の「4人世帯 有業者1人 年間収入5分位階級別1世帯あたり年間の品目別支出金額」を用いて、給与所得者の必要経費と思われる品目よりも、やや多めに経費を抜き出し概算した結果である。経費にカウントした品目は、背広服、ワイシャツ、男子用ズボン、ネクタイ、男子用靴下、男子靴、通勤費（鉄道代、バス代）電話通話料（固定、移動）、パソコン、新聞、雑誌、交際費（贈与金を含む。）、眼鏡、コンタクトレンズ、理髪料、ガソリン、腕時計、郵便料とした。表 3-1 には、所得階級別の給与所得控除額と、その控除率も示している。

33) 林（1996）166 ページ参照。

表 3-2 給与所得控除の控除率

給与収入	
180万円までの金額	40%
360万円までの金額	30%
660万円までの金額	20%
1000万円までの金額	10%
1000万円を超える金額	5%
最低控除額65万円	

表 3-2 は、給与所得控除額の計算方法についてみたものである。

例えば、給与収入が 700 万円のケースで給与所得控除額を計算してみると、次のような計算式になる。

$$180 \text{ 万円} \times 40 \% + (360 \text{ 万円} - 180 \text{ 万円}) \times 30 \% + (660 \text{ 万円} - 360 \text{ 万円}) \times 20 \% + (700 \text{ 万円} - 660 \text{ 万円}) \times 10 \% = 72 \text{ 万円} + 54 \text{ 万円} + 60 \text{ 万円} + 4 \text{ 万円} = 190 \text{ 万円}$$

表 3-2 により、年間収入額における必要経費の割合は、階級が高くなるにつれ徐々に低くなっていき、8 ~ 11 % 台となっている。これに対して、年間収入における給与所得控除額の割合は、階級が高くなるにつれて低くなるという点では年間収入額における必要経費の割合と同様であるが、その割合は 22 ~ 35 % 台となっており、年間収入額における必要経費の割合と比べると約 3 倍にもなっていることがわかる。この結果から、給与所得控除は必要経費の概算控除としては、明らかに高すぎることをわかる。

3.4 事業所得者の利用による青色専従者給与・事業専従者控除

給与所得控除制度は、本来給与所得者のために設けられた制度であるにもかかわらず、その恩恵が事業所得者にも及んでいる、という問題がある。そこでここでは、青色申告者及び白色申告者が配偶者等に対して支払う給料についてみていく。

所得税法においては、事業所得の所得金額は、総収入金額から必要経費の額

を控除して計算する³⁴⁾。必要経費の範囲は収入を得るために直接要した費用等とされるが、青色事業所得者及び白色申告者が、事業に専ら従事する親族に対して支払う給料については特例が認められているのである。つまり、青色申告者に対しては、事業を営む青色申告者が青色事業専従者に支給した青色専従者給与額は³⁵⁾、事業の所得の金額の計算上、必要経費に算入する、という青色専従者給与の特例が認められており、白色申告者に対して、事業を営む白色申告者が事業専従者を有する場合は³⁶⁾、50万円（事業専従者が事業者の配偶者である場合には、86万円）を事業の所得の金額の計算上必要経費に算入する³⁷⁾、という特例が認められているのである。

これらの特例により、青色申告専従者の給与及び事業専従者の給与は、事業所得金額の計算上、必要経費への算入が認められ、青色申告専従者及び事業専従者にとっては給与収入となり、給与所得控除が適用されることになり、経費の二重控除になっているのではないかという問題があり、このことが給与所得者に税負担感を招いているのである。この場合、給与所得者に対する控除を拡充するのではなく、経費の二重控除となっている事業所得者に対する恩典をなくす方向で検討していくべきであろう。

34) 総収入金額は、不動産所得、事業所得、給与所得、一時所得、雑所得から構成され、必要経費の範囲は、「収入を得るために直接要した費用」と「所得を生ずべき業務について生じた費用」の二種類である。

35) 青色事業専従者とは、事業を営む青色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢が15歳未満である者を除く）でもっぱらその事業に従事するものをいい（所得税法第57条第1項）、必要経費に算入する青色専従者給与は、「青色専従者給与に関する届出書」に記載された金額の範囲内で労務の対価として相当な給与をいう。

36) 事業専従者とは、事業を営む白色申告者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢が15歳未満である者を除く）でもっぱらその事業に従事するものをいう。（所得税法第57条第3、4項）なお、事業専従者とされる者は、控除対象配偶者又は扶養親族として取り扱われない。

37) 所得税法第57条第3項。

第4章 給与所得控除の改革

第4章では、まず給与所得控除の改革の先行分析をみる。その後で、現行の給与所得控除制度の問題点を踏まえ、給与所得控除の水準をサラリーマンの必要経費の実態を考慮した独自の改革案のシミュレーション分析を行う。

4.1 給与所得控除の改革案

給与所得控除の改革案として藤田（1992）は、まず限定された実額控除制度を定着させ、給与所得者も税務当局も申告方式に慣れるようにするために、以下の3点を提案している。1986年税制改革答申の線に沿って、給与所得控除を勤務費用の概算控除部分と他の所得との負担調整部分とに区分する。給与所得控除の構造は、定額控除と定率控除を組み合わせた準フラット方式にする。概算経費控除部分と特定支出との選択制に代えて、一定額以上の特定支出について、申告を条件として追加的控除を認める制度を導入する³⁸⁾。野口（1989）は、給与所得控除の性格付けを明確化することが必要であるとし、「給与所得控除を廃止し、これにかえて次の二つの控除を新設することである。第一は、必要控除概算控除であり、第二は労働所得控除である。後者は、物的資本や金融資産、あるいは土地等から生ずる所得に比べて、労働所得を区別することを目的とする措置である。その趣旨は、労働所得の不安定性（死亡、疾病、怪我等により低下もしくは消滅すること）や、人的資本の減価償却に対する斟酌である³⁹⁾。」と述べている。また、林（2000）は、「給与所得控除を経費の概算控除という基本的な役割に限定して、一律か、あるいは定額分プラス一律控除ということでもいいのではないかと述べている⁴⁰⁾。さらに、宮島（1986）は、現行の給与所得控除制度の問題点が必要経費の概算控除という方法をとっていることに原因があるとし、この問題は実額控除制度をとれば、ほぼ解消さ

38) 藤田（1992）112ページ参照。

39) 野口（1989）37ページ引用。

40) 林（2000）65ページ参照。

れることになるだろう⁴¹⁾、と述べている。

宮島（1986）の改革案は、給与所得控除制度を廃止して実額控除制度を導入することを提案している。この方法によると、確かに給与所得控除の問題点は解消されるが、現行の概算控除を廃止してしまうと、第3章の給与所得者の必要経費でみたようにサラリーマンの給与所得控除割合は、現行の給与所得控除額の3分の1程度になってしまうことになる。このことを考慮すると、サラリーマンの反発等が予想されるため、短期的な改革案としては少々無理があると思われる。

ここでは、第2章で給与所得控除の性格が、勤務に伴う経費の概算控除であると明確化されたため、給与所得控除を勤務に伴う経費の概算控除とし、第3章で『家計調査年報』を用いて算定した必要経費をもとにし、給与所得控除の改革について考えてみることにする。

まず、第3章において『家計調査年報』に基づいて算定した必要経費にできるだけ近づくように線形で回帰する。説明変数を給与収入、被説明変数を実際にかかる必要経費として、最小2乗法を用いると、

$$\text{必要経費} = 41.9399 + 0.1051 \times \text{給与収入} \quad (1)$$
$$(157.0816) (454.9553)$$

$$\bar{R}^2 = 0.9904$$

と推定される。括弧の数值は t 値、 \bar{R}^2 は自由度修正済決定係数を表している。

上記の回帰分析による必要経費の予測値を示したのが図4-1である。

41)宮島（1986）172 ページ参照。

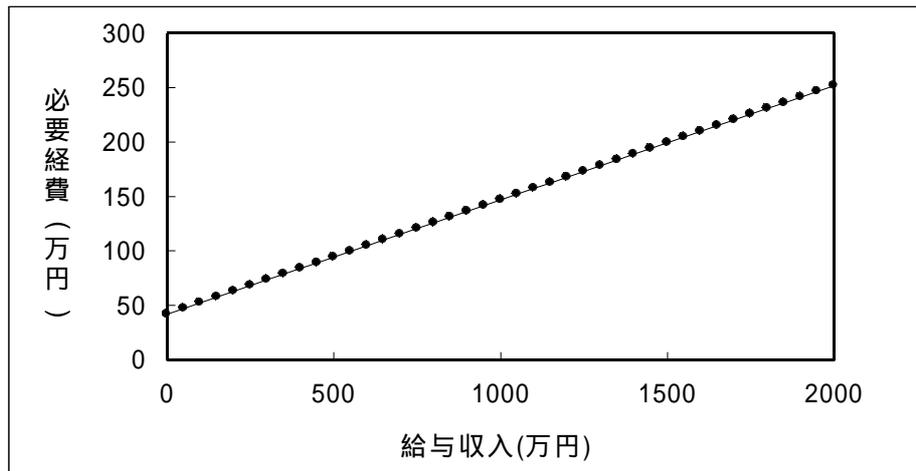


図 4-1 回帰分析による必要経費の予測値

図 4-1 は、縦軸に必要経費、横軸に給与収入をとったものであり、切片が 41.9399、傾きが 0.1051 の一次関数になっている。この結果を用いて、給与所得控除額の定額控除部分を 42 万円、それに上乗せされる定率控除部分を 10% とし、これを改革後の給与所得控除とする。

ここで、第 3 章において『家計調査年報』に基づいて算定した必要経費とは、第 3 章の給与所得控除額の推計において、『家計調査年報』の 5 分位で算定した給与所得獲得のために実際に係る必要経費の値に、各階級の年間収入額に対するその必要経費の割合を乗じて算定したものであるとしている。ここでは、『家計調査年報』の品目別支出金額が 5 分位であったため当該方法を取り、現行の給与所得控除の形に近づくようにした。下記の縦軸を給与所得控除額、横軸を給与収入とした図 4-2 にこの様子を示している。この「必要経費」を回帰分析したものが「改革後」となっている。これは、図 4-1 で求めたものである。

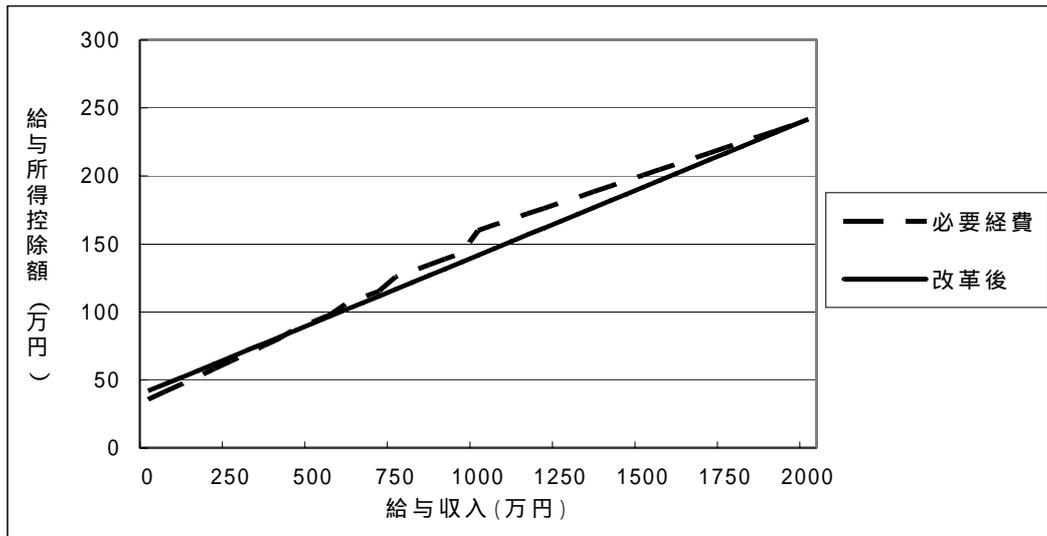


図 4-2 給与収入に対する給与所得控除額

次に、「現行」と「改革後」の給与所得控除とを比較してみると図 4-3 になる。図 4-3 は、横軸に給与収入、縦軸に給与所得控除として、「現行」と「改革後」の給与所得控除額を比較したものである。

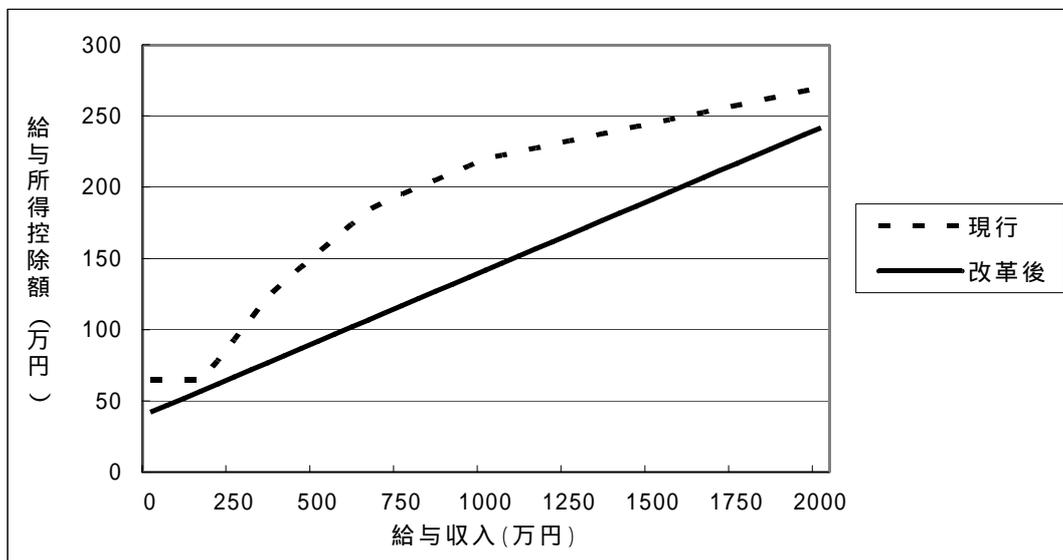


図 4-3 給与収入に対する給与所得控除額

図 4-4 は、「現行」と「改革後」の所得階級別の税負担を計測するために示したものである。縦軸に所得税の負担率、具体的には所得税額を給与収入で除したものであり、横軸には給与収入がとられている。

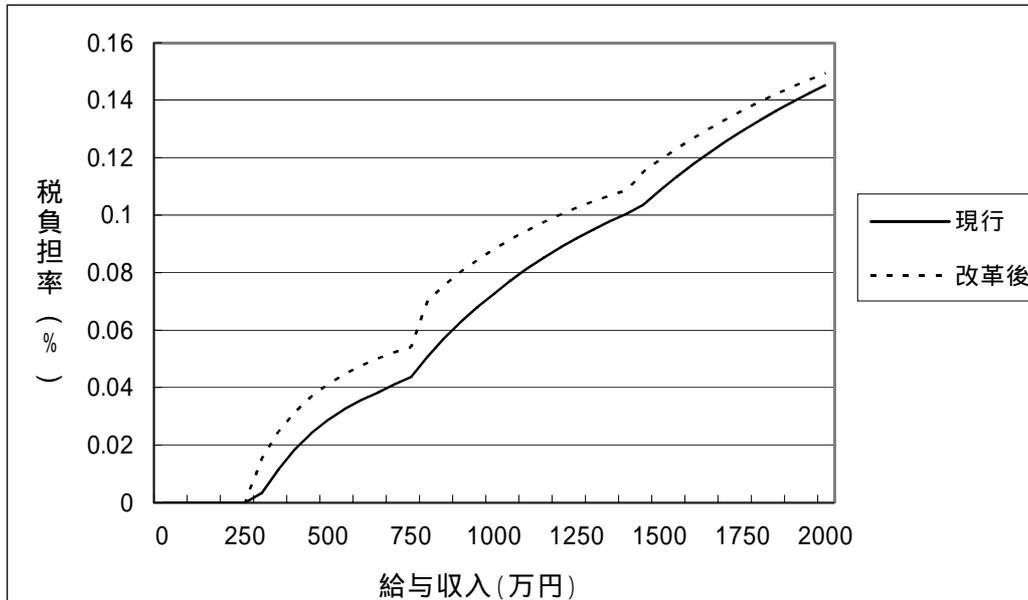


図 4-4 現行と改革後の税負担率の比較

図 4-3 をみると、給与収入が 250 万円未満の世帯については、改革後の給与所得控除額が現行の給与所得控除額を下回っているが、この部分は課税最低限の範囲内になるため改革による影響はない。これは、図 4-4 の税負担率からも明らかである。

この図 4-3 から、現行の給与所得控除額は実際にかかる必要経費による給与所得控除に比べ高すぎるのがわかる。給与所得控除がサラリーマンの必要経費である以上、必要経費を適切に反映させるということを重視した、上記のような給与所得控除の改革の必要があると思われるが、このことを検討するために当該改革案について、妥当か否かを下記の 4.2 でみることにする。

4.2 改革による影響

4.1 でみた改革案は、給与所得控除の性格を必要経費の概算控除と捉え、給

与所得控除の実態と合わせるため実際の必要経費を反映したものをを用いた。したがって課税最低限を下げる結果となった。一見すると、低所得者層にとっての増税となっているように見える。しかし、課税最低限を下げるということは、すべての階層に増税となっているのである。垂直的公平の見地からみると判断できないため、ジニ係数を測定してみることにする。

ここで、改革による影響をジニ係数及び再分配係数を用いて測定した。ジニ係数とは、ローレンツ曲線により求められ⁴²⁾、係数の範囲が0から1で、係数が大きくなるほど、不平等度が高いことを意味する。再分配係数とは、その値が大きいかほど再分配効果が大きいかを意味する。

ここでは、課税前・現行・改革後の不平等度をジニ係数により測定し、また測定したジニ係数の課税前と現行・改革後を用いて再分配係数を測定した。ジニ係数は、次式により求められる。

$$G = \frac{1}{2n^2\mu} \sum_{i=1}^n \sum_{j=1}^n |y_i - y_j| \quad 2)$$

ただし、 y_i は、第 i 分位階級の平均所得、 μ は、総平均所得を表している。再分配係数は、次式により算出する。

$$\text{再分配係数} = \frac{G_b - G_a}{G_b} \quad 3)$$

ただし、 G_a は、課税後のジニ係数、 G_b は、課税前のジニ係数を表している。

表 4-1 ジニ係数及び再分配係数の測定

	ジニ係数	再分配係数
課税前	0.20049	
現行	0.18765	0.06403
改革後	0.18687	0.06795

出所：『家計調査年報（2003年度版）』より作成。

42)ローレンツ曲線とは、横軸に各階級の人員比率を低所得階級から合計した所得累積比率をとり、縦軸に各階級の所得比率を低所得階級から合計した所得累積比率をとり、曲線として表したものをいう。

『家計調査年報（2003年度版）』の「標準世帯である勤労者の年間収入階級別」の資料を用いて課税前・現行・改革後それぞれの場合についてジニ係数及び再分配係数を測定したものが表 4-1 である⁴³⁾。

表 4-1 の結果の再分配係数を見てみると、改革案は現行よりも少し改善された。これは、所得税の計算構造が逓減的に税金が増えるようになっているため、特に高所得者層に増税となったためである。高所得者層の増税は、再配分効果が強いため、上記のような結果となった。したがって、当該改革案を採用しても良いのではないだろうか。

43) 標準世帯とは、夫婦と子供二人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主一人だけの世帯をいう。ただし、特定扶養控除は除く。

おわりに

本稿では、現行制度で適用されている給与所得控除の水準が給与所得控除を必要経費の概算控除と捉えた場合に、その水準が実態にあったものになっていないのではないだろうかという問題意識を前提にみてきた。

給与所得控除は、2003年の政府税制調査会において必要経費の概算控除であると明らかにされたが、その性格が設立当初から徐々に変化しているため、その変遷、また実額控除への途を開くきっかけとなった大島訴訟裁判の内容をみていった。そして、現行の給与所得控除の問題点を列挙し、現行の給与所得控除が実際の給与所得控除の実態に合っているかどうかを具体的に家計調査年報の資料により検証した。その結果、実際のサラリーマンの必要経費が、給与収入額に占める割合は8%～11%台であった。これに対し、給与所得控除額が、給与収入額に占める割合は22～35%台であり、その水準を大きく上回る水準であることがわかった。また、現行制度の水準を諸外国と比較してみても、我が国の水準は高いことがわかった。

そこで本稿では、給与所得控除がサラリーマンの必要経費であることを考慮し、必要経費を適切に反映させることを重視した給与所得控除の改革を提案した。具体的には、実際のサラリーマンの必要経費のデータを用いて、現行の給与所得控除の水準が、実際のサラリーマンの必要経費の水準に近づくように、給与所得控除の改革のシミュレーション分析を行った。その結果、定額控除部分を42万円、それに上乗せする定率控除部分を10%とする給与所得控除となった。当該改革の結果の影響をみるために、ジニ係数及び再分配係数を測定してみると、改革後は現行制度よりも少し改善されるという結果が得られた。

したがって今後、給与所得控除の改革を行い、現行制度の給与所得控除から改革後のように定額控除部分と定率控除部分に分けた給与所得控除にし、明確性の観点を重視した、納税者からも明確な課税方法にし、大幅にその水準を引き下げていくべきである。そして、現行に比べると納税者にとって納税のコスト、さらに税務当局にも徴税コストがかかってしまうが、納税者の納税意識を高めるためにも、また実際に自分がどれだけの税金を納めているかを知るため

にも、納税者自身が申告・納付を行う給与所得控除制度にしていくのが望ましいであろう。

【参考文献】

跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里（1999）「日本の所得課税を振り返る」『フィナンシャル・レビュー』第50号。

井堀利宏（2003）『要説：日本の財政・税制』税務経理協会。

石井宏尚（2004）「公平・中立・簡素・公正の法理」『日税研論集』第54号。

石弘光（1979）『租税政策の効果 - 数量分析』東洋経済新報社。

牛嶋正（2001）『財政再建 - 再生への道 - 』有斐閣。

碓井光明（1985）「大島訴訟大法廷判決の意義と問題点」『ジュリスト』第827号。

大田弘子（2002）『良い増税・悪い増税』東洋経済新報社。

金子宏・清水敬次・宮崎直見（1985）「サラリーマン税制と最高裁判決」『ジュリスト』第837号。

金子宏（1996）「21世紀を支える税制の論理」『所得税の理論と課題（第2巻）』税務経理協会。

金子宏（2002）「所得課税のあり方」『租税研究』第627号。

金子宏（2004）『租税法』（第9版増補版）弘文堂。

豊田敬（1987）「税の累進度と所得再分配係数」『経済研究』第38巻第2号。

野口悠紀雄（1984）『税制改革のビジョン』日本経済新聞社。

野口悠紀雄（1986）「給与所得控除と実額控除」『税経通信』第41巻第9号。

野口悠紀雄（1989）『現代日本の税制』有斐閣。

橋本恭之（1994）「個人所得税の改革と具体的シミュレーション」『税経通信』第49巻第15号。

林宏昭（1995）『租税政策の計量分析 - 家計間・地域間の負担配分』日本評論社。

林宏昭（1996）「所得税の控除制度と課税単位のあり方について」『総合税制研究』第4号。

- 林宏昭 (2000a) 「所得税改革の視点」『総合税制研究』第 8 号 .
- 林宏昭 (2000b) 「課税最低限と税率構造」『税経通信』第 55 巻第 12 号 .
- 林宏昭 (2002) 『どう臨む、財政危機下の税制改革』清文社 .
- 福田幸弘 (1985) 『シャウプの税制勧告』霞出版社 .
- 藤田晴 (1972) 『日本財政論』勁草書房 .
- 藤田晴 (1987) 『税制改革 - その軌跡と展望 - 』税務経理協会 .
- 藤田晴 (1992) 『所得税の基礎理論』中央経済社 .
- 藤田晴 (2003) 「所得税のあり方 - 控除制度を中心として - 」『税研通信』第 58 巻第 11 号 .
- 水野正一 (1985) 「大島訴訟大法廷判決と給与所得控除 - 財政学の立場から - 」『ジュリスト』第 837 号 .
- 宮口定雄 (1998) 「給与所得控除の意義とそのあり方」『税研』第 79 号 .
- 宮島洋 (1994) 『租税論の展開と日本の税制』日本評論社 .
- 村上雅子 (1984) 『社会保障の経済学』東洋経済新報社 .
- 森信茂樹・前川聡子 (2000) 「アメリカとの所得税額・課税ベース比較分析」『税研』第 15 巻第 4 号
- 森信茂樹 (2002) 「平成のシャウプ勧告」にあたって - 所得税改革の論点」『税研』第 17 巻第 5 号 .
- 山下和久 (1995a) 「所得課税と水平的公平」『経済研究』第 40 巻第 2 号 .
- 山下和久 (1995b) 「給与所得控除について」『経済研究』第 40 巻第 4 号 .
- 吉田和男 (2000) 『21 世紀日本のための税制改革：所得税の改革』大蔵財務協会 .
- Atkinson,A.B(1970)"On the Measurement,"*Journal of Economic Theory*, Vol2,No.3.
- Hall,R.E.andA.Rabushka(1985),*The Flat Tax*, Hoover Press.
- Kakwani,N.C.(1976),"Measurement of Tax Progressivity An International Comparison,"*Economic Journal*, Vol.87,No.1.
- Kiefer,D.W.(1984),"Distributional Tax Progressivity Indexes,"*National Tax Journal*,Vol.37,No.4.
- Musgrave,R.A.and T.Tin(1948),"Income Tax Progression,"*Journal of Political Economy*,Vol.56.

【参考資料】

政府税制調査会（1956）『臨時税制調査会答申』.

政府税制調査会（1960）『当面実施すべき税制改正に関する答申』.

政府税制調査会（1974）『長期税制のあり方についての答申及びその審議の内容と経過の説明』.

政府税制調査会（1986）『税制の抜本的見直しについての答申』.

政府税制調査会（2000）『わが国税制の現状と課題』.

政府税制調査会（2002）『あるべき税制の構築に向けた基本方針』.

政府税制調査会（2003）『少子・高齢化社会における税制のあり方』.

総務省統計局『家計調査年報』各年度版.

所得税制における給与所得控除について

経済学研究科 経済学専攻 04M3071 樋口啓子

要旨

近年の個人所得税をみると、国税収入に占める所得課税収入の割合及び国民所得に占める所得課税収入割合は減少しており、その水準は諸外国と比較してみてもかなり低い水準となっている。現在よりも所得税収の確保を考えた場合に、課税ベースを広くするか、税率を高くする方法が考えられる。本稿では、高所得者の労働意欲を阻害しないように、課税ベースを拡充して「広く、薄く」課税する方法で検討していく。課税ベースを狭くしている原因の一つに課税最低限の構成要素である給与所得控除がある。現行制度で適用されている給与所得控除の水準は、給与所得控除の性格を必要経費の概算控除と捉えた場合、当該水準はその実態にあったものになっていないとされている。そこで本稿では、給与所得控除の水準が本当に高いかどうかを検討していく。

まず、給与所得控除はその性格があいまいとされており、また設立当初から徐々に変化しているため、第1章で給与所得控除の性格を設立時から現行制度に至るまでをみた。第2章では、概算控除のみの適用であった給与所得控除に実額控除の途を開くきっかけとなったとされる大島訴訟裁判を紹介し、その後の給与所得控除の性格を詳しくみた。第3章では、現行の給与所得控除の問題点を列挙した。そのなかで、現行の給与所得控除が実際の給与所得控除の実態に合っているかどうかを具体的に家計調査年報の資料により検証し、明らかにその水準が高いという結果が得られた。第4章では、給与所得控除がサラリーマンの必要経費であることを考慮し、第3章で算定した結果を用いて、必要経費を適切に反映させることを重視した給与所得控除の改革を提案し、そのシミュレーション分析を行った。また、当該改革が所得分配に与える影響をみるために、ジニ係数及び再分配係数を測定した。

以上の結果から、現行制度の給与所得控除から改革後のように定額控除部分と定率控除部分に分けた給与所得控除にし、明確性の観点を重視した、納税者からも明確な課税方法にし、大幅にその水準を引き下げていくべきである。このような改革案では、現行に比べると納税者にとって納税のコスト、さらに税

務当局にも徴税コストがかかってしまうが、納税者の納税意識を高めるためにも、また実際に自分がどれだけの税金を納めているかを知るためにも、納税者自身が申告・納付を行う給与所得控除制度にしていくのが望ましいであろう。